

長野松代総合病院 携帯電話等の通信情報機器の使用に関する安全利用規定

令和5年7月3日 制定

令和7年7月3日 改訂

【目的】

第1条 この規定は、「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針（総務省）」及び「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針（電波環境協議会）」に基づき、長野松代総合病院（以下本院）における患者及び来院者並びに職員の通信情報機器の使用に関し必要な事項を定め、医療の効率化や高度化に必要となる電波の利用を促進するとともに、院内で用いる医療機器や通信情報機器に対する電磁波による影響を抑制し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

【適用】

第2条 この規定は、患者及び来院者並びに職員に適用する。

【定義】

第3条 この規定において通信情報機器とは、次の各号に掲げる電波通信機能を有した機器であり、医療に使用するものを除く。

1. 携帯電話端末
 - (ア) 携帯電話
 - (イ) スマートフォン
2. モバイルデバイス
 - (ア) ノートパソコン
 - (イ) タブレット型パソコン
 - (ウ) ポータブルゲーム機
3. 無線通信機器（Bluetooth で機器同士を接続するもの）
 - (ア) ウェアラブルデバイス（スマートウォッチ、スマートグラス 等）
 - (イ) ワイヤレスデバイス（ワイヤレスイヤフォン、ワイヤレスマウス 等）
4. 通信端末
 - (ア) 無線 LAN
 - (イ) モバイルルーター

【通信情報機器の使用】

第4条 院内における通信情報機器の使用について以下の通りとする。

1. 生命維持管理装置等の医療機器からの離隔距離を1 m以上とする。（各機器メーカーの情報から該当機器の影響について確認ができている場合はより短い離隔距離を設定できる。）
2. 職員は業務に用いる場合において、通信等を含めて原則使用可能とする。ただし、電波管理担当者は携帯電話等が医療機器へ与える影響やその対策について職員に対する教育を行う。
3. 患者及び来院者は下記の使用ルールに基づき使用可能とする。

【使用に当たっての留意事項】

第5条 本院において、通信情報機器を使用する者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

1. 通話、音声、着信音、操作音及び視聴音に関し、社会通念上の倫理観及び道德観に反しないこと。
2. 他の患者等の療養を妨げる又はそのおそれがある行為をしないこと。
3. 植込み型医療機器等を装着又は使用している患者等に対し、通信情報機器を装着部位等に15cm以内に近接させないよう配慮すること。
4. 電子医療機器等に干渉する又はその可能性がある行為をしないこと。
5. 診察室等内において、許可なく写真や動画を撮影・録音する等といった患者等若しくは本院が保有する個人情報の漏えいに繋がる行為又は疑われる行為をしないこと。
6. 患者等又は職員のプライバシーを侵害する行為又は疑われる行為をしないこと。
7. その他、本院の業務に支障が出る又はその可能性がある行為をしないこと。

また通信情報機器は、使用者本人の自己責任において使用し、通信情報機器の紛失・破損や不正・犯罪行為の被害者又は加害者となること、電波環境の不具合に起因する不利益等を被った場合にあっては本院は一切の責任を負わない。

【基本的な使用基準】

第6条 本院における通信情報機器の基本的な使用基準を次のとおり定める。

1. 院内に掲示したエリア別の使用基準（第7条関係）に従い使用すること。なお、使用基準等の掲示がない場所については、当該部署の職員に確認のうえ使用すること。
2. 全館マナーモードとし、スピーカー装置等から音を発しない状態に設定すること。
3. 院内において無線LAN（院内Free Wi-Fiを除く）やモバイルルーター、携帯電話によるテザリングの使用は禁止とする。
4. 通信情報機器の歩きながらの使用は全面的に禁止とする。

【エリア別の使用基準】

第7条 前条に定めるもののほか、エリア別の包括的な使用基準を次の各号及び別表（表1）に定める。

1. 外来待合スペース、外来廊下、コンビニエンスストア、食堂

- (ア) 通話は可能ですが、周囲への配慮として大声での会話や不要不急の長時間の通話はお控えいただき、必ずマナーモードに設定の上、周囲に配慮すること。なお、ハンズフリー機能等のスピーカーは使用しないこと。
- (イ) 通話以外の通信情報機器の使用（スマートフォンでのWEB閲覧、メール等）は音を発しない状態（マナーモード）に設定したうえで使用を認める。
- (ウ) 音楽や動画を視聴する場合は、イヤホン等を使用すること。（ワイヤレスデバイスの使用可）

2. 診察室、外来処置室、撮影室（MRIを除く）、検査室、治療室

- (ア) 通話は、原則として禁止とする。
- (イ) 通話以外の通信情報機器の使用（スマートフォンでのWEB閲覧、メール等）は音を発し

ない状態に設定したうえで使用を認める。

(ウ) 音楽や動画を視聴する場合は、イヤホン等を使用すること。(ワイヤレスデバイスの使用可)

(エ) 医療機器から 1m 以上の離隔距離を確保できる場所で使用または保管すること。

3. MRI 撮影室

(ア) 情報通信機器の持ち込みを禁止とする。

4. 病室 (個室)

(ア) 通話やスピーカーから音を出しての音楽や動画の視聴を認める。ただし、外部に音が漏れないような音量にすること。

(イ) 使用可能時間制限は原則、設けない。

(ウ) 医療機器 (輸液ポンプ,人工呼吸器等) の近くで使用する場合は 1 m 以上の離隔距離をとること。

5. 病室 (多人数病室)

(ア) 通話は、原則として禁止とする。

(イ) 通話以外の通信情報機器の使用 (スマートフォンでの WEB 閲覧, メール等) は使用許可時間内 (6 時から 21 時) 音を発しない状態に設定したうえで使用を認める。

(ウ) 音楽や動画を視聴する場合は、イヤホン等を使用すること。(ワイヤレスデバイスの使用可)

(エ) 消灯から起床時刻までの間 (21 時から翌 6 時) の通信情報機器の使用は原則禁止とする。使用許可時間外に使用する場合は職員に許可を得たうえで使用は必要最小限に留める。

(オ) 医療機器 (輸液ポンプ,人工呼吸器等) を使用している場合は 1 m 以上の離隔距離をとったうえで使用する。

6. 病棟廊下

(ア) 通話は、原則として禁止とする。

(イ) 消灯から起床時刻までの間 (21 時から翌 6 時) の通信情報機器の使用は原則禁止とする。使用可能時間外に使用する場合は職員に許可を得たうえで使用は必要最小限に留める。

7. 病棟ラウンジ, エレベーターホール, 公衆電話前, 屋上庭園

(ア) 大声を出さない, マナーモードなどの音を発しない状態に設定する等のマナーを守ったうえで通話を含めた通信情報機器の使用を認める。

(イ) 通話以外の通信情報機器の使用 (スマートフォンでの WEB 閲覧, メール等) は音を発しない状態 (マナーモード) に設定したうえで使用を認める。

(ウ) 音楽や動画を視聴する場合は、イヤホン等を使用すること。(ワイヤレスデバイスの使用可)

(エ) 消灯から起床時刻までの間 (21 時から翌 6 時) の通信情報機器の使用は原則禁止とする。使用可能時間外に使用する場合は職員に許可を得たうえで使用は必要最小限に留めること。

8. 集中治療室 (HCU)

(ア) 情報通信機器は電源を切った状態にすること。

(イ) 情報通信機器を使用する場合は,看護師責任者の許可を得たうえで,医療機器から 1m 以上を離隔距離をとり,使用は必要最小限に留めること。

9. 手術室

(ア) 情報通信機器の持ち込みを禁止とする。

表1. エリア別使用基準

場所	通話	メール・WEB 無線通信機器の使用	モバイルルーター テザリング	備考
外来待合スペース 外来廊下 コンビニエンスストア 食堂	○	○	× Free Wi-Fi の使用可	
診察室 外来処置室 撮影室(MRI を除く) 検査室 治療室	×	○	× Free Wi-Fi の使用可	
MRI 撮影室	×	×	×	持ち込み禁止
病室 (個室)	○	○	× Free Wi-Fi の使用可	使用可能時間 制限無し
病室 (多人数部屋)	×	○	× Free Wi-Fi の使用可	使用可能時間 6時～21時
病棟廊下	×	○	× Free Wi-Fi の使用可	使用可能時間 6時～21時
病棟ラウンジ エレベーターホール 公衆電話前 屋上庭園	○	○	× Free Wi-Fi の使用可	使用可能時間 6時～21時
集中治療室 (HCU)	×	×	×	電源 OFF
手術室	×	×	×	持ち込み禁止

【使用の制限又は停止】

第8条 病院長は、第5条、第6条及び第7条の規定に違反する使用者を発見した場合は、職員により違反している旨を説明等したうえでその使用を断り、制限又は停止することができる。

また病院長は、通信情報機器を使用することで他の患者等の療養を妨げる又は本院の業務に支障が生じると判断又は予見する場合は、第6条に規定する使用基準にかかわらず、職員により患者等に対して周知又は説明等をしたうえで使用を制限又は停止することができる。

附 則

- 1 この基準は、令和5年7月3日から施行する。
- 2 この基準は、令和7年7月3日から改正する。